

一般社団法人生活経済政策研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人生活経済政策研究所（英語名 Economic Policy Institute for Quality Life「略称EPI」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生活経済に関する諸課題を中心とする調査及び政策研究、研究会、セミナーの開催等を通じて、わが国経済における合理的な生活経済政策の形成に資し、もって世界と共に歩むわが国経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、日本全国において次の事業を行う。

- (1) 生活経済に関する調査および政策研究。
- (2) 生活経済に関する研究会、セミナー等の開催。
- (3) 生活経済に関する情報の収集及び提供。
- (4) 生活経済に関する内外諸機関等との交流及び協力。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同し協力するため入会した個人又は団体。
- (2) 特別会員 この法人の事業に賛同し協力するため入会した国会議員。
- (3) 賛助会員 正会員以外で、この法人の事業に協力する個人又は団体。

2 前項のうち正会員及び特別会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によってこれを除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 全ての社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 この法人は、定時総会を通常総会と称する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 議決権総数の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、社員に付き1個とする。

2 団体たる正会員にあっては、団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使す

る1人の者（以下「団体代表者」という）を定め、会長に届け出なければならない。

- 3 団体代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（決議）

第17条 総会の決議は、社員の議決権の過半数の社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は社員の半数以上であって、すべての議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

- 4 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 5 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

- 6 第4項の規定により議決権を行使する社員は、総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第18条 総会の議事について、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した社員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人が署名押印する。

第5章 役員

（役員の設定）

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を所長、1名を専務理事とする。

- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、所長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第20条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

- 3 理事及び監事の任期途中で欠員が生じ、やむを得ない場合は、理事会において次の総会までの補欠を選任する。

（理事の職務及び権限）

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、この法人を代表し、業務を執行し、統轄する。

- 3 所長及び副所長は、理事会で別に定めるところにより、この法人の研究活動全般を統括する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長及び所長を補佐して業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任の後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会で定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(顧問及び参与)

- 第26条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
 - 4 参与は、この法人の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
 - 5 第23条第1項及び第24条の規定は、顧問及び参与について準用する。
 - 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第27条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定。
 - (2) 理事の職務の執行の監督。
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職。

(4) 理事に欠員が生じた場合の補欠の選任。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けた時又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び副会長、監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産および会計

(基本財産)

第32条 別表の財産目録に記載された基本財産をこの法人の基本財産とする。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第10章 その他

(委員会)

第41条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第42条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

第43条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、加藤友康及び徳永秀昭とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。